

Weekly Report

第245号
平成25年12月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

平成26年度税制改正大綱（主な企業関連）

26年度税制改正大綱において、企業に影響する主な改正案は以下の通りです（10月に前倒しで決定された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に関する事項は除きます）。

◎復興特別法人税の前倒し廃止……交際費等のうち、飲食費（上限なし）は50%の損金算入を認める。ただし、役員や従業員等による社内接待費は除く。

※1人当たり5千円以下の飲食費等は一定要件の下、交際費等の範囲から除かれ、全額損金算入できる。

◎中小法人の交際費課税の特例……資本金1億円以下の法人に係る損金算入の特例（800万円まで全額損金）を2年延長し、上記と選択適用できる。

◎消費税の簡易課税制度の見直し……みなし仕入率について、金融業・保険業は50%（現行60%）に、不動産業は40%（現行50%）に引下げる。27年4月以後に開始する課税期間に適用。

◎国家戦略特別区域法の制定に伴う税制措置の創設……国家戦略特別区域内において、一定の機械装置等を取得した場合、取得価格の50%を特別償却又は15%税額控除が選択適用できる。

◎小規模企業共済制度の対象範囲の拡大……宿泊業又は娯楽業について、常時使用する従業員数が20名以下（現行5名以下）を加入対象にする。

◎その他……*雇用促進税制を2年延長、*環境関連投資促進税制の対象資産から熱電併給型動力発生装置を除外、*医療法人の持分に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設など。

中小企業等の資金繰り対策を強化

政府は、事業規模10兆円超の支援を実施します。

日本公庫等による経営支援型セーフティネット貸付（認定支援機関等の支援を受ける場合に低利融資）は、原油高等の経営環境に対応した貸付に加え、金融機関との取引条件の変化に対応した貸付を新設します。また、老朽化設備の大規模な更新等に低利融資を行う設備資金貸付（給与総額を増額させた場合に低利融資）、創業関連制度（新創業融資制度、新規開業資金など）の拡充等を行います。

一方、セーフティネット保証5号は、補正予算成立から一定期間経過後（3週間程度）、対象業種が195業種（現在642業種）に縮小されます。

年末年始休業のお知らせ

今年もあとわずかとなりました。FAX通信のご愛読ありがとうございます。さて、当事務所の年末年始休業は下記のとおりとさせていただきます。休業中はFAXを送っていただければ休み明けにすぐご連絡いたします。

記

12月29日(日)～1月5日(日)